

中央省庁の地方移転に関する進捗状況

参考資料4

①移転先 都道府県	②対象機関	③今後の取組について(H28.9.1)の内容	④H28年9月以降の取組実績			⑦H30年度の取組予定 (概算要求の状況含む)	⑧備考
			⑤定員・配置等の状況	⑥H29年度予算の状況			
京都府	文化庁	<p>○京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部(仮称)」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。 ・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目的に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。 <p>なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。</p>	<p>○平成28年12月の文化庁移転協議会(第3回)で、「文化庁の移転について」において、「地域文化創生本部」の具体的な内容や本格移転先の候補等について取りまとめ。</p> <p>○平成29年4月、京都市東山区に文化庁地域文化創生本部を設置。京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、先行移転として地元の地方公共団体、経済界、大学等の協力を得て約40名体制を構築。</p> <p>○平成29年7月の文化庁移転協議会(第4回)で、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」において、①京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠、②移転場所を現京都府警察本部本館とすること、③移転時期を遅くとも平成33年度中とすること等についてとりまとめ。</p>	<p>○平成29年4月、京都市東山区に文化庁地域文化創生本部を設置。事務局長(課室長級)以下10名の定員を配置。</p>	<p>・地域文化創生本部の設置にかかる予算(96,511千円)</p>	<p>文化庁の機能強化に係る文部科学省設置法改正等を経て、平成30年秋を目途に組織改編を行い、「新・文化庁」を発足させる。</p> <p>(平成30年度機構・定員要求) 改正された文化芸術基本法及び文化庁の京都への移転を見据えた機能強化を図るための体制整備として、新規要求を行うとともに、他省庁からの振替えについて調整中。</p> <p>(平成30年度予算要求状況) ・地域文化創生本部等にかかる経費(126,813千円)</p>	-
徳島県	消費者庁	<p>○「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。</p> <p>○徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。</p> <p>○3年後を目途に検証し、見直しを行う。</p>	<p>○平成29年7月24日に、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点となる「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県庁舎10階に開設し、合計54名体制で業務を開始。</p> <p>○同オフィスでは、分析・研究、実証実験等のプロジェクトに着手するとともに、独自の研修事業や先駆的な商品テストも実施。</p>	<p>○平成29年7月24日、徳島県に消費者行政新未来創造オフィスを設置。</p> <p>○同オフィスには参事官(課長級)を含め13名の定員を配置。</p>	<p>○消費者行政新未来創造オフィス関係予算 合計5.5億円</p>	<p>○消費者行政新未来創造オフィス関係予算 合計4.7億円</p> <p>○平成29年度に実施した実証実験の結果を踏まえ、全国展開に向けた取組を行うとともに、シェアリングエコノミーに関する実証実験、行動経済学等を活用した消費行動等の分析・研究、独自の研修事業、先駆的な商品テスト等のプロジェクトなどを実施予定。</p>	-

①移転先 都道府県	②対象機関	③今後の取組について(H28.9.1)の内容	④H28年9月以降の取組実績		⑦H30年度の取組予定 (概算要求の状況含む)	⑧備考	
			⑤定員・配置等の状況	⑥H29年度予算の状況			
和歌山県	総務省統計局	○和歌山県に「統計データ活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。	<p>【実績】</p> <p>○30年度からの業務実施に向け、先行的な取組として、統計データ活用促進プロジェクトを和歌山県において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計データ活用研修会(平成29年6月28～29日) ・子供向けプログラムイベント(平成29年8月23日) ・オンサイト施設の試行運用(平成29年9月26日～10月5日) <p>【予定】</p> <p>○統計データ活用推進プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計データ活用に関するニーズ把握(平成29年11月～) <p>○和歌山県に「統計データ活用センター(仮称)」を置き、業務開始(平成30年4月～)</p>	措置なし	<ul style="list-style-type: none"> ・統計データ活用促進プロジェクト実施のための予算(22,667千円) ・拠点(統計データ活用センター(仮称))整備のための予算(57,056千円) 	<p>平成30年度は、統計データ活用センター(仮称)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計マイクロデータの提供 ・データサイエンス・EBPMに資する統計データ活用推進 ・統計データ活用に関する人材育成を実施する。 <p>(H30年度概算要求状況)</p> <p>統計データ活用の推進のための予算(2.8億円)</p> <p>※規模：統計局・統計センターから10名程度、民間企業・大学等からデータサイエンティスト5名程度を予定</p>	
大阪府	特許庁	大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成29年度に、近畿地方の7府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体、経済団体、日本弁理士会等と検討・調整を重ねた結果、近畿地方の7都道府県の交通の利便性等を勘案した上で、「INPIT近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設することを決定した。 ・29年7月31日、井原 巧 経済産業大臣 政務官、新井 純 大阪府副知事をはじめ180人以上の出席を得て、開所式を実施した。 ・毎月第1・第3金曜日を出張面接審査の「重点実施日」に設定し、優先的に会議室を割り当てて実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿統括本部長1名(INPIT理事長が兼任) ・INPIT職員3名 知財戦略エキスパート(契約職員)4名 ・高度検索端末指導員(契約職員)1名 ・補助職員3名 ・地域ブロック担当(近畿)(契約職員)1名 	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金12,141,239千円の内数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・INPIT近畿統括本部では、(1)知的財産に関する高度・専門的な支援、(2)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(3)出張面接審査・テレビ面接審査の場の提供といった多面的な支援を通じて、近畿地方の中堅・中小企業、ベンチャー企業の知的財産を活用したビジネスの成長と拡大を、地域の支援機関等とも連携をしながら後押ししていく。 ・近畿地方のユーザーの権利化を支援する出張面接審査・テレビ面接審査を推進していく。 <p>(H30年度概算要求状況)</p> <p>独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金12,395,433千円の内数として要求中。</p>	

①移転先 都道府県	②対象機関	③今後の取組について(H28.9.1)の内容	④H28年9月以降の取組実績			⑦H30年度の取組予定 (概算要求の状況含む)	⑧備考
			⑤定員・配置等の状況	⑥H29年度予算の状況			
大阪府	中小企業庁	大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。	大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため近畿経済産業局に中小企業政策調査課を平成29年4月1日に設置。 加えて、中小企業実態調査委託費を措置し、必要な調査予算を確保している。	近畿経済産業局に中小企業政策調査課を平成29年4月1日に設置。	中小企業実態調査委託費 平成29年度予算額 14.2億円の内数	中小企業実態調査委託費 平成30年度概算要求額 7.2億円の内数	平成29年度中小企業実態調査委託費では、地域経済分析システムの運用等の予算を含めているが、平成30年度概算要求は当該事業は別予算にて計上。これらの理由により予算額は減額して要求している。
—	観光庁	2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成28年内に準備会を発足させ、平成29年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。	平成29年4月から6月に全国10の地方ブロックにおいて「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を開催。(別添パワーポイント参照。)	平成29年4月1日に、北海道運輸局及び近畿運輸局の観光部に、それぞれ観光戦略推進官1人を設置。 また、平成29年4月1日に、四国運輸局の観光部に観光地域振興課を設置。 さらに、平成29年10月1日に北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局にそれぞれ2名、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局にそれぞれ1名、新たに定員を配置。	—	平成30年度以降は、今年度「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」において行う課題の整理や課題解決に向けた方向性の検討を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化を推進していく。	—

①移転先 都道府県	②対象機関	③今後の取組について(H28.9.1)の内容	④H28年9月以降の取組実績		⑦H30年度取組予定 (概算要求の状況含む)	⑧備考	
			⑤定員・配置等の状況	⑥H29年度予算の状況			
三重県	気象庁	<p>三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。</p> <p>また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。</p>	<p>・H28.12に津地方気象台と県防災対策部との間で、「県防災施策に関する研究会」を設置し、「三重県版タイムライン」の策定を支援、5回の会合を経て、H29.6.1より、タイムラインの試行を開始した。</p> <p>・H28.12.1に、津地方気象台職員の三重県災害対策本部への派遣に関して、『「政府関係機関移転基本方針」に係わる津地方気象台と三重県災害対策本部の連携について』合意書を交わした。本合意に基づき、H29.8.7に台風第5号対応のため、県災対本部に職員をリエゾンとして派遣した。</p> <p>・みえ防災・減災センターと津地方気象台が連携し、地震・津波や風水害に関するシンポジウム等をH29年度に4回共同で開催した。さらに、みえ防災コーディネーター育成講座等研修事業を共同で実施し、県教育委員会が実施する、防災教育・防災対策に関する研修会等に、津地方気象台職員を4回派遣するなどの支援を行った。</p>	—	—	<p>普及啓発・人材育成などの活動について、「みえ防災・減災センター」等と一体となって充実・強化を図るとともに、「地域における気象防災業務のあり方検討会」の報告書を踏まえ、津地方気象台長が市町村長を訪問することによる「顔の見える関係」など、平時からの関係の強化に引き続き取り組む予定。</p>	—